

水巻町耐震改修促進計画

～地震に強い安全・安心な水巻町のまちづくり～

《建築物の耐震化の推進》

令和 2 年 4 月改定

水　　巻　　町

目 次

第 1 章. 耐震改修促進計画の趣旨

1. 計画策定の目的	1
2. 耐震化を取り巻く社会動向	1
3. 計画の位置づけ	3

第 2 章. 水巻町における耐震化の課題

1. 水巻町の概要（位置・交通）	4
2. 想定される地震規模と被害の想定	5～16
3. 耐震化の現状	17～18
4. 耐震改修促進に向けた課題	19～20

第 3 章. 耐震改修促進計画

1. 耐震化の目標	
1-1. 目標設定の考え方	21
1-2. 耐震化目標の設定	22
2. 計画の骨子	23
3. 施策の概要	
3-1. 公共建築物の耐震化	24
3-2. 非構造部材の耐震化	25
3-3. 民間特定建築物の耐震化	26
3-4. 住宅の耐震化	26
3-5. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発	27
3-6. 耐震改修促進に資するその他の施策	27
3-7. 関係主体の役割分担	28
3-8. 計画の進行管理	28

第1章. 耐震改修促進計画の趣旨

1. 計画策定の目的

平成18年1月の『建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）』の改正を受け、地震による建築物倒壊などの被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、既存建築物の耐震診断や改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として平成19年7月に「水巻町耐震改修促進計画」を策定した。

その後の東日本大震災の発生や、平成31年1月の耐震改修促進法の改正など、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ、さらに建築物の耐震化を促進するため本計画を改定する。

2. 耐震化を取り巻く社会動向

1) 建築物の耐震の関する施策の変遷

建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると以下のとおりとなる。

昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和56年6月に新耐震基準が施行、同様に平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に耐震改修促進法が施行されている。

また、福岡県西方沖地震などの大地震の頻発等を背景として、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針を、都道府県は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針においては、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められた。

さらに、平成23年に発生した東日本大震災を契機として平成25年11月及び平成31年1月に耐震改修促進法が改正され、現在に至っている。



2) 耐震改修促進法改正の概要

南海トラフの巨大地震などが最大クラスの規模で発生した場合の被害想定で、東日本大震災を超える甚大な被害が想定され、また、その発生の切迫性が指摘されていることなどから、耐震化改修促進法が改正され、平成25年11月より施行されている。

改正の概要は下記に示されるとおりであり、「建築物の耐震化の促進のための規制強化」「建築物の耐震化の円滑な促進のための措置」がポイントとしてあげられる。

耐震改修促進法の制定（平成7年10月）

新潟県中越地震や福岡県西方沖地震など大地震の頻発
どこで地震が発生してもおかしくない状況

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生の切迫性
いつ地震が発生してもおかしくない状況

中央防災会議「地震防災戦略」
東海・東南海・南海地震の
死者数を10年後に半減

地震防災推進会議の提言
住宅及び特定建築物の耐震化率の目標
約75%→9割

耐震改修促進法の改正（平成18年1月）
《計画的な耐震化の推進》 《建築物に対する指導等の強化》 《支援措置の拡充》

南海トラフの巨大地震や首都直下地震が最大規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害の発生がほぼ確実視
※南海トラフ被害想定（H24.8 内閣府）
部的被害約94～240万棟、死者約3～32万人

社会资本整備審議会（第一答申）～住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方～
○支援策の充実 ○耐震診断の徹底 等

耐震改修促進法の改正（平成25年11月）

改正のポイント

《耐震化促進のための規制強化》

○耐震診断の義務化・診断結果の公表

- ・要緊急安全確認大規模建築物（大規模特定建築物）
- ・要安全確認計画記載建築物（通行障害建築物、防災拠点建築物）

○すべての建築物の耐震化促進

- ・耐震診断、必要に応じた耐震改修の努力義務

《建築物耐震化の円滑な促進のための措置》

○耐震改修計画の認定基準の緩和、容積率・建ぺい率の特例

○区分所有建築物の耐震改修の必要性にかかる認定

○耐震性にかかる表示制度の創設

耐震改修促進法の改正（平成31年1月）

改正のポイント

《ブロック塀等の耐震診断義務付け対象化》

（要安全確認計画建築物への追加）

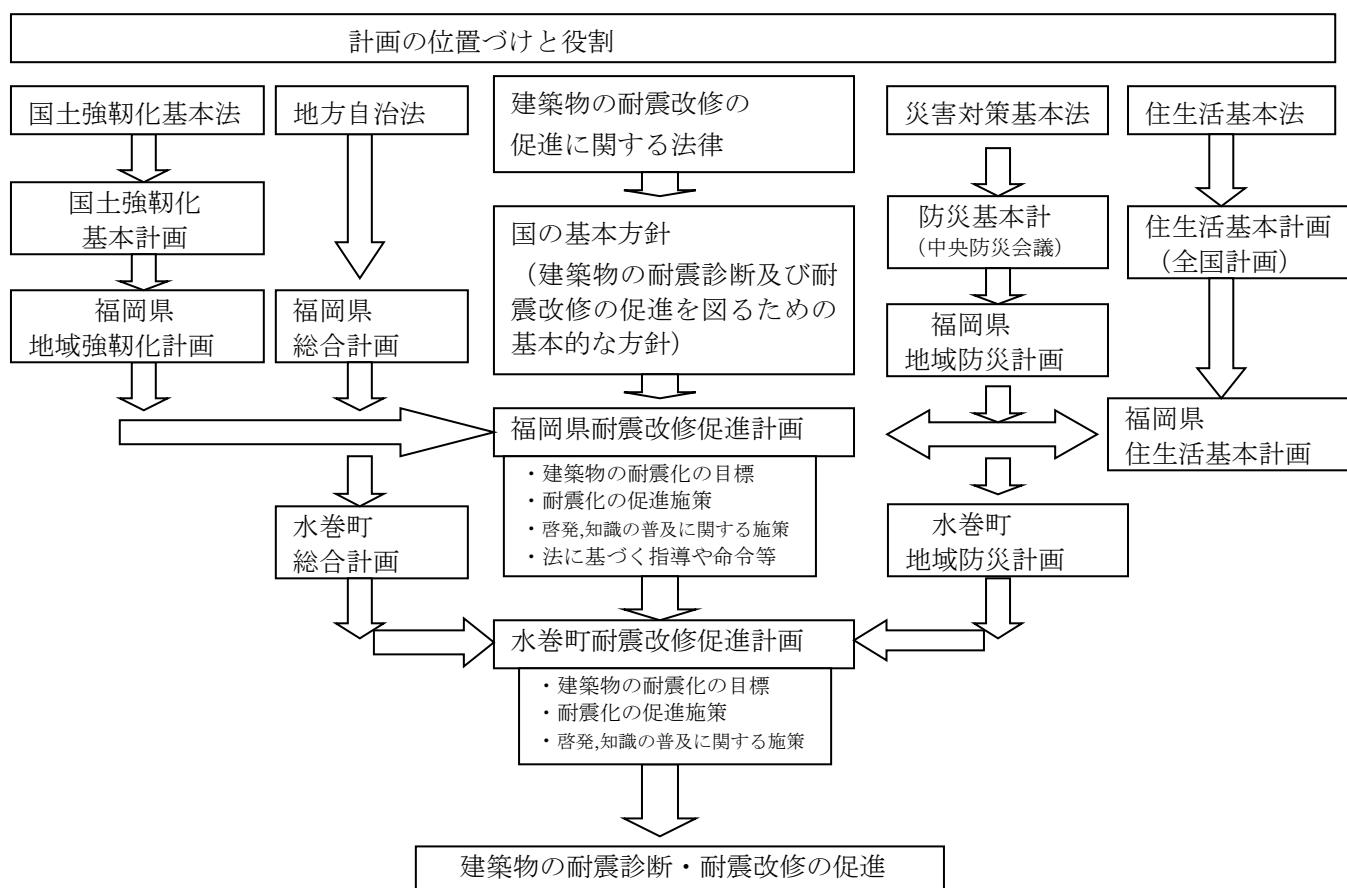
○通行障害建築物に「建物に付属する一定の高さ・長さを有するブロック塀等」が追加

3. 計画の位置づけ

(1) 位置づけと役割

本計画は、耐震改修促進法に定められた基本方針（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針【法第4条】）を踏まえ作成するもので、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために、耐震化の目標や施策、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などの事項を定め、水巻町内の耐震診断・改修の促進に関する施策の方向性を示す計画として位置付ける。

計画の推進にあたっては、「水巻町総合計画」や「水巻町地域防災計画」などに定められている防災関連施策との整合を図るものとする。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度までとし、社会経済情勢等の変化を考慮し、必要に応じて見直しを行う。

(3) 計画の構成



第2章. 水巻町における耐震化の課題

1. 水巻町の概要（位置・交通）

本町は福岡県の北部に位置し、東は北九州市、西は遠賀町、北は芦屋町、南は中間市に隣接し、南北に流れる遠賀川沿いの東岸にある細長い町である。地勢は東部の北九州市と隣接した丘陵性山地と中央部の丘陵地を除けば遠賀川の氾濫による沖積土からなる平野部で、中央を南北に曲川が流れている。

主要交通網はJR鹿児島本線と国道3号線が本町の中心部を東西に貫通しており、その中間地点にJR水巻駅がある。また、町の南東部にはJR筑豊本線東水巻駅がある。道路網は南北に県道の芦屋・水巻・中間線と直方・水巻線が走り中間市と芦屋町に連絡している。



図 2-1-1 水巻町位置図

2. 想定される地震規模と被害の想定

(1) 水巻町における既往地震

水巻町において、1926年～1995年の70年間は有感地震が観測されておらず、1996年～2004年は震度2が5回、震度3が1回観測されている。それより大きい揺れは観測されていない。それに対して、福岡県西方沖地震のあった2005年～2006年は、26回の有感地震が観測されている。水巻町においては、震度5弱の揺れを観測したが、人的被害はなく、漏水9箇所、赤水1箇所、小学校1箇所の窓ガラス破損被害が報告されている。

(2) 水巻町における想定地震

福岡県防災アセスメント調査において、水巻町の被害が大きいと想定されるケースは以下の2ケースである。

表 2-2-1 水巻町で大きな被害が想定される地震 (福岡県防災アセスメント調査より)

	福岡県防災アセスメント調査	
	ケース1	ケース2
想定断層	福智山断層系	基盤一定（参考ケース）
想定震源	断層北西部 10km 区間 深さ 5～10km	各メッシュの基盤 深さ 10km
地震の規模	M6.5	M6.5
地震分類	基盤岩類、表層地質、層厚、N値などによりモデル化	
メッシュ	500mメッシュ	
解析方法	基盤時振動、表層增幅特性、地表時振動により算出	
被害想定	福岡県の方法により実施	
備考	震源の位置が水巻町に近い北西部に想定されている。	市町村内での地震動の分布状況を把握することとする。

福岡県防災アセスメント調査では上表のように、M6.5を想定しているが、2005.3.20 福岡県西方沖地震ではM7.0に達している。したがって本計画では、頓田断層を含めた福智山断層を震源とし、既往最大規模のM7.0を地震規模として被害想定を行うこととする。

被害想定については、中央防災会議「地震被害想定支援マニュアル」(平成13年(2001年)10月10日更新)により実施する。

表 2-2-2 本計画における想定地震

(水巻町地域防災計画・防災アセスメント調査より抜粋)

諸元	設定値	
想定断層	福智山断層	
活断層の長さ (km)	28 (頓田断層と連続すると仮定)	
マグニチュード M	7 (3/20 同規模=既往最大)	
震源断層の位置	断層北部	
震源断層の長さ L (km)	25	
震源断層の幅 W (km)	10	
震源断層の深さ d (km)	上端	5
	下端	15
北端の座標	130° 44' 24"	
	33° 55' 23"	
南端の座標	130° 48' 59"	
	33° 40' 43"	

表 2-2-3 福岡県防災アセスメントと本計画との被害想定手法の相違点

相違点	福岡県防災アセスメント調査	本計画
地盤分類	基盤岩類、表層地質、層厚、N値などによりモデル化	主に地形分類図により実施
メッシュ	500mメッシュ	100mメッシュ
解析方法・被害想定	福岡県の方法により実施	中央防災審議会の手法により実施

(水巻町地域防災計画・防災アセスメント調査より抜粋)

(3) 地震被害想定結果

① 地区分け

以下に示した水巻町行政区（32区分）を単位として被害想定を行った。

表 2-2-4 地震被害想定の地区分け

地区コード	地区名（小学校区名）	行政区
1	猪熊	猪熊
		高松
		樋口
		おかの台
		猪熊町住
2	えぶり	えぶり
		古賀
		新生街
		古賀団地
		梅ノ木団地東
		梅ノ木団地西
		緑ヶ丘
3	頃末	頃末北
		頃末南
		高尾
		中央区
		鯉口団地
		鯉口分譲
		美吉野
4	伊左座	立屋敷
		みづほ
		伊左座
		二町住
		二
		サニーニュータウン
		下二
		のぞみ野
5	吉田	吉田一
		吉田二
		吉田三
		吉田団地
		宮尾台

(水巻町地域防災計画・防災アセスメント調査より抜粋)

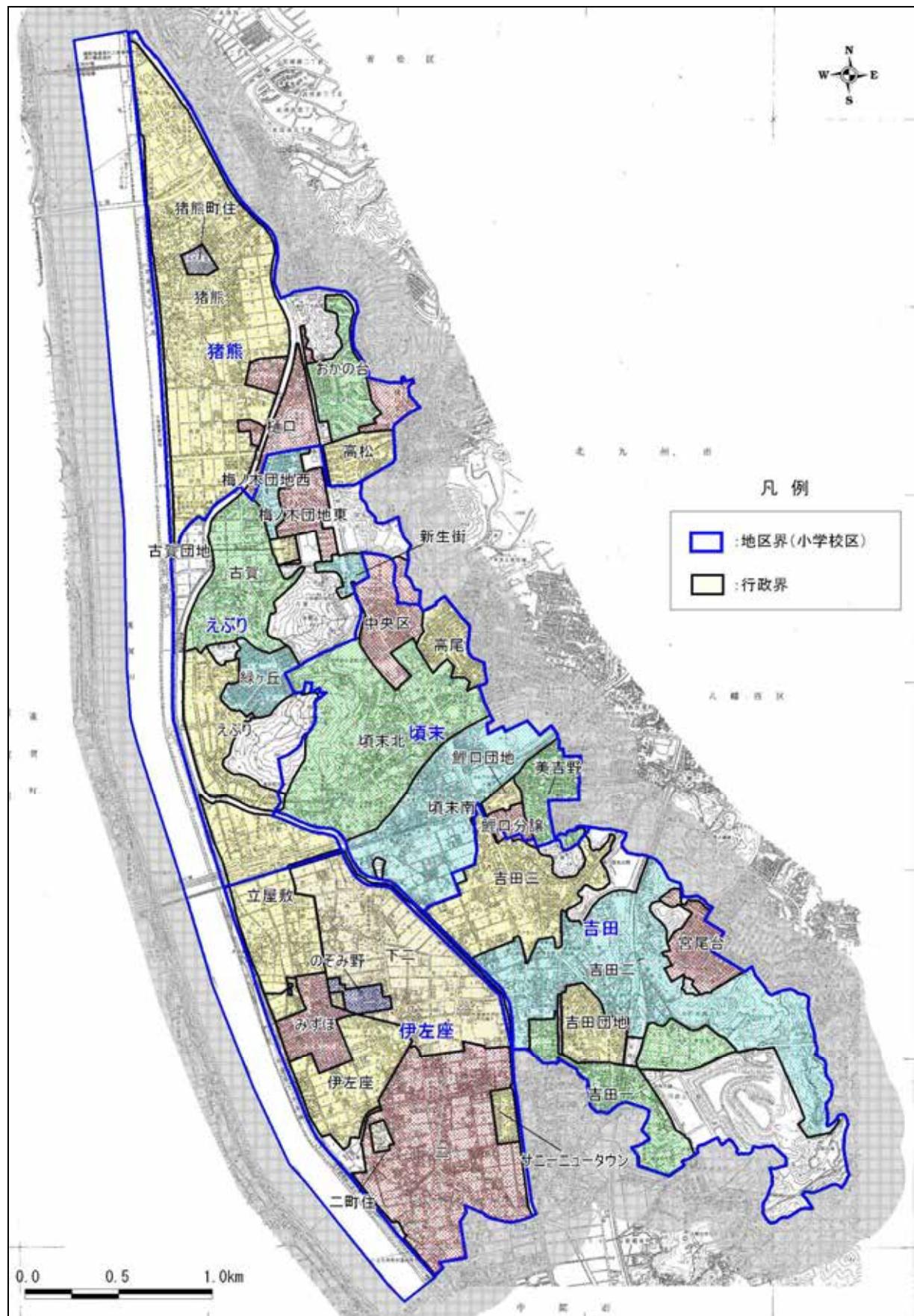


図 2-2-1 地震被害想定の地区分け

(水巻町地域防災計画・防災アセスメント調査より抜粋)

② 地形分類の設定

震源から同じ距離でも、地形によって地震の揺れの大きさが異なるため、地形を調べることが必要になる。ここでは、地形分類図を用い、被害想定用に下記のように再分類した。

表 2-2-5 水巻町の地形区分(地形区分図凡例)と被害想定における分類

水巻町の地形分類 (5章参照)			被害想定における分類
地形分類	記号	定義	
山地斜面	Vr	極急斜面、緩傾斜面があり、それぞれ谷型、尾根型、直線型に分けられる	1.山地
台地・段丘	上位面	台地・段丘面のうち比較的高位にあり形成時期が古いもの(標高 40m 前後)	2.台地
	下位面	台地・段丘面で下位にあり形成時期が比較的新しいもの(標高 10m 前後)	
	急斜面・崖	台地・段丘面の周縁に発達する急斜面、崖で、斜面傾斜は概ね 30° 以上	
山麓堆積地形	Pd	麓層面、崖錐、土石流堆積物など斜面の下方に生じた堆積地形面	3.扇状地
低地の微高地	扇状地	山麓部にあって主として砂礫からなる扇状の堆積地形	
	Nl	河川、海岸、湖岸付近の礫・砂・シルトよりなる微高地	4.自然堤防
	Sd	風によって運ばれた砂からなる小高い丘で、海岸沿いに分布する	
低地の一般面	Al	山地、丘陵地、台地、段丘を刻む河川の沖積作用で形成された広く開けた平坦地	6.谷底平野
	Bs	河川の沖積作用が比較的及ばない沼沢起源の低湿地。砂丘堤の背後付近に分布	
	Or	過去の河川流路の跡。一般面よりやや低い帶状の凹地	
頻水地形	Wl	湿地、干潮平野、浜など河川の増水時や潮の干満などで水面下となる土地	5.砂州・旧河道
人工地形	Bk	一般面上に概ね比高 3m 以上の盛土で造成された土地。盛土斜面を含む	
	Um	海岸を一般面とほぼ同じ高さまで埋め立てた土地	
	Cs	概ね深さ 3m 以上の切土で造成された土地(平坦化地)。切土斜面を含む	2.台地
水域	Pw	谷沿いなどに構築された貯水施設。盛土(堤体)により締め切られている	6.谷底平野
	Rw	地形図や空中写真で確認される河川堤防内の河川敷。比較的大きなもののみ図示	
異常地形	Ho	低地の一般面で周辺の地盤や河床より相対的に低い土地	—
	Co	地形図、空中写真で判読されるもの	—
	Ct	地形図、空中写真で判読されるもの	—

(水巻町地域防災計画・防災アセスメント調査より抜粋)

つぎに、32 地区を地形分類毎に細分割した。また、山地や砂州、谷底平野など細分しても面積の大きいものがあり、地震動の想定において震源からの距離や標高を求める際に同一範囲内で差が大きくなるため、さらに 100m メッシュの格子で細分した。この細分化により、全体で約 2,500 単元となった。

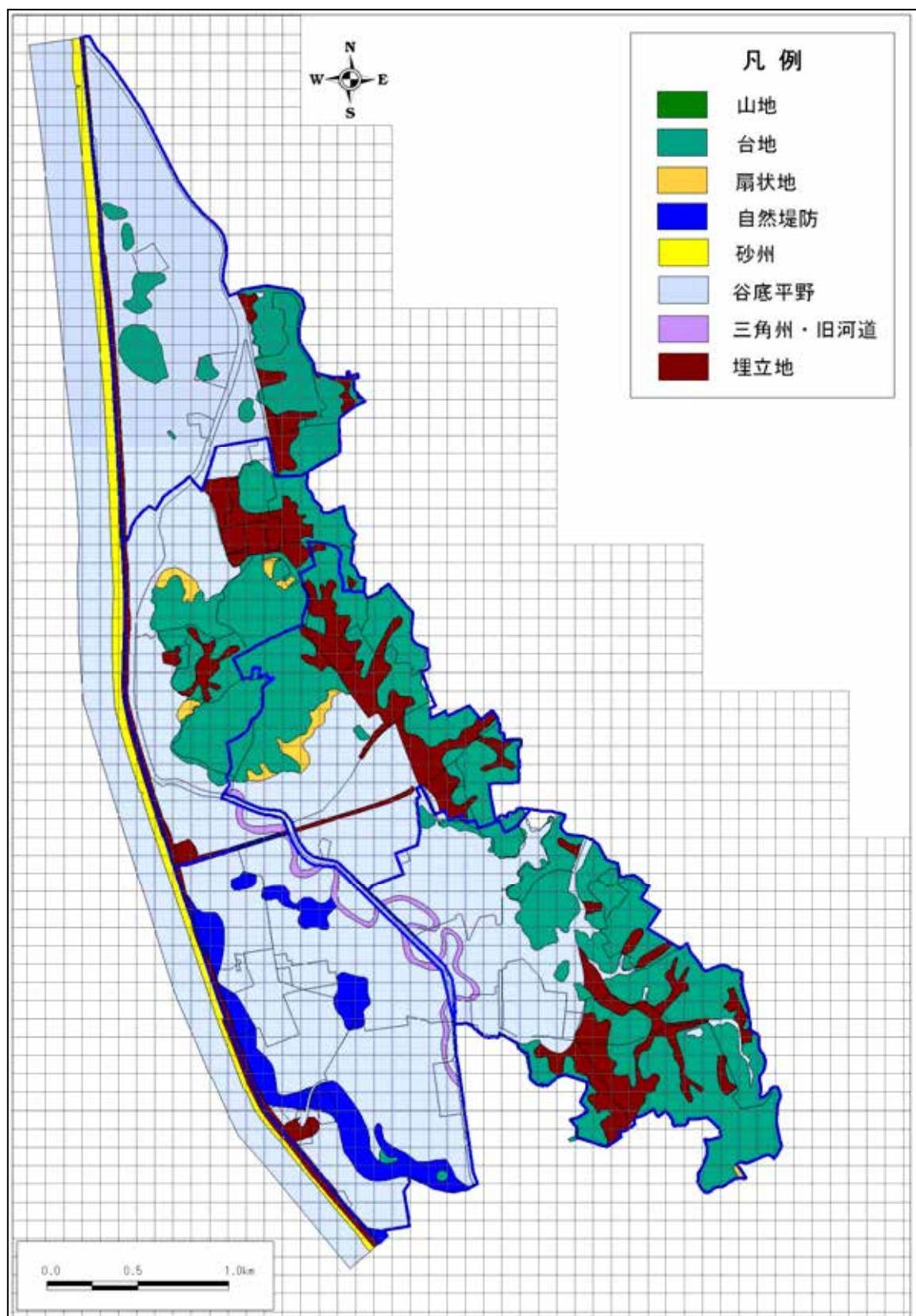


図 2-2-2 地区分と地形分類区分図
(水巻町地域防災計画・防災アセスメント調査より抜粋)

③ 震源の設定

震源は、前章で設定したとおり、福智山断層（線震源）を想定断層とし、震源の深さ（上端）を福岡県防災アセスメント調査と同様に5kmに設定した。震源断層の位置を以下に示した。

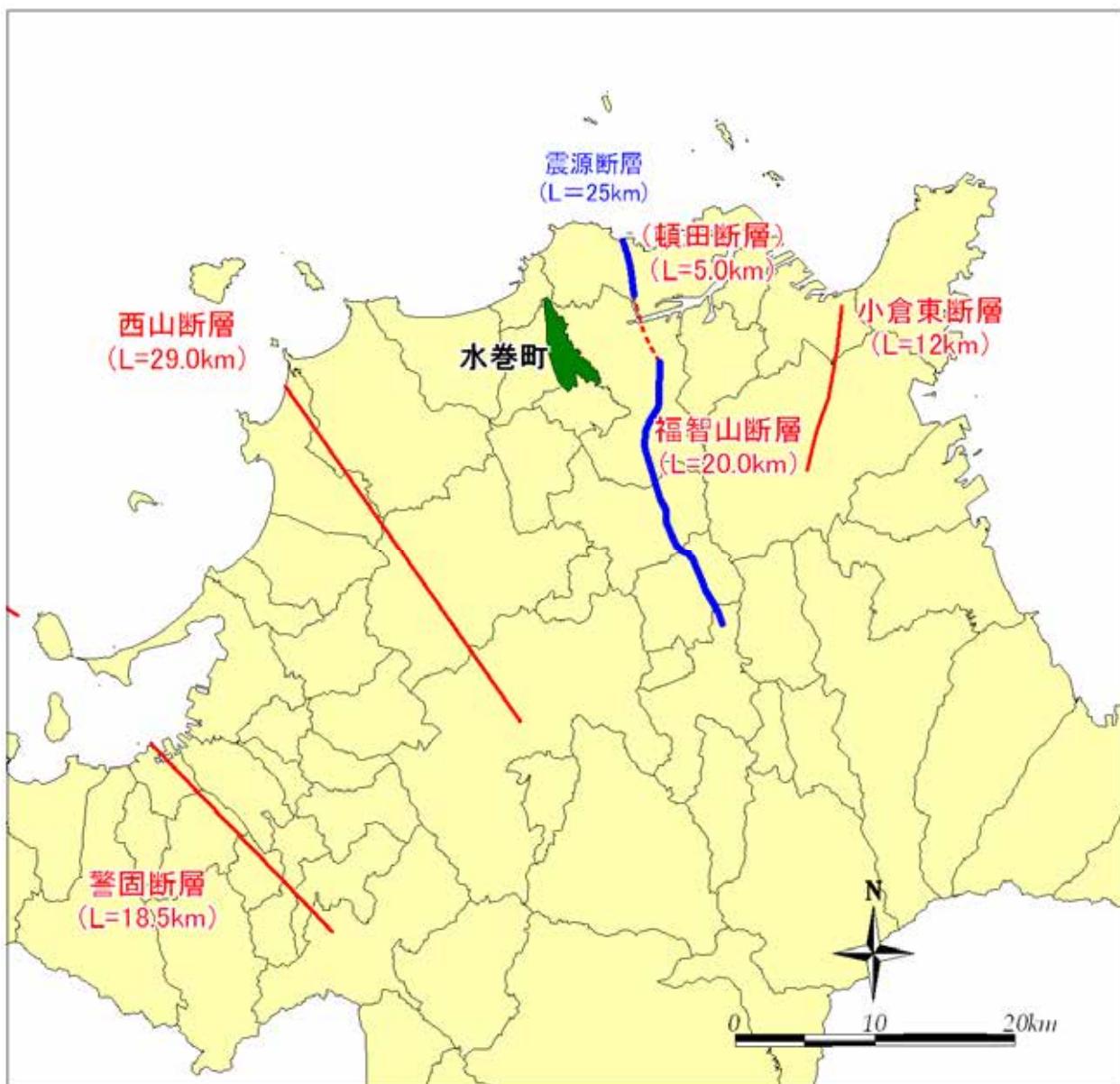


図 2-2-3 地震断層（福智山断層 M=7.0）

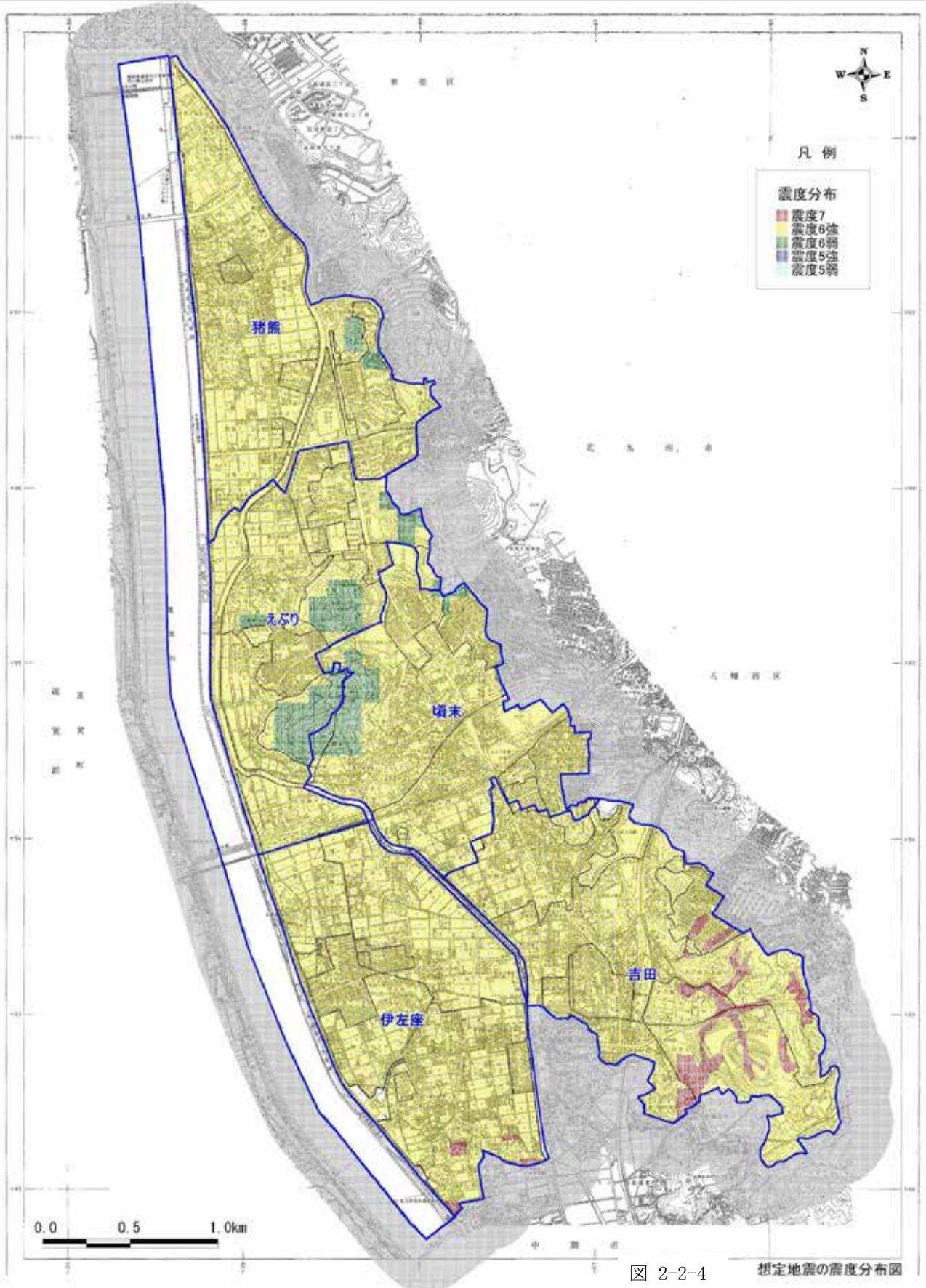
（水巻町地域防災計画・防災アセスメント調査より抜粋）

④ 被害想定結果

図 2-2-4 に想定地震の震度分布図、図 2-2-5に想定地震の液状化危険性を示し、以下の項目について、被害想定を行った。その結果を 表 2-2-7、図2-2-6に示した。

被害項目		集計
地震の揺れの大きさ	地表最大速度	平均 85.4kine
	地表最大加速度	平均 1,233.1gal
	最大震度	最大 7
液状化被害	液状化危険度	最高 A
建物被害	全損棟数	3,385 棟
	全壊棟数	955 棟
	全損率	平均 20%
	全壊率	平均 5%
火災被害	出火点数	1 件
	延焼規模	1,293 m ²
	消火可能性の評価	可
	消失棟数	14 棟
人的被害	木造建物死者数	33 名
	非木造建物死者数	0 名
	火災死者数	0 名
	負傷者数	3,423 名
	重傷者数	34 名
	重篤者数	3 名
	避難者数	2,797 名
復興対策被害	建物被害額	106,326 百万円
	建物がれき量	368 千トン
交通被害	道路被害箇所数	2.03 km
	橋梁被害箇所数	2 箇所
	鉄道被害延長	2.56 km
上水道被害	上水道被害箇所数	664 箇所
	供給支障人口	29,258 名

(水巻町地域防災計画・防災アセスメント調査より抜粋)



(水巻町地域防災計画・防災アセスメント調査より抜粋)

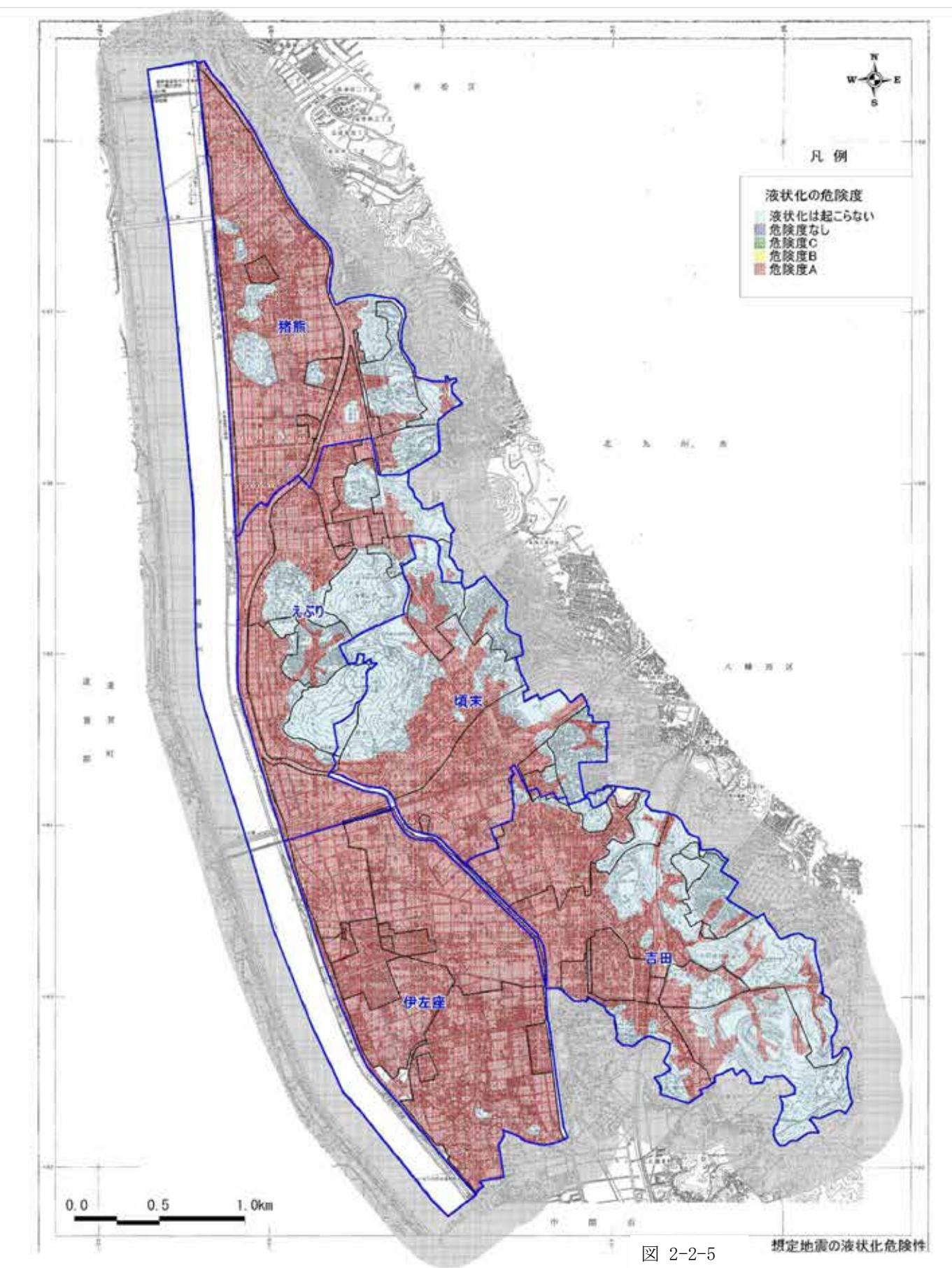


図 2-2-5

(水巻町地域防災計画・防災アセスメント調査より抜粋)

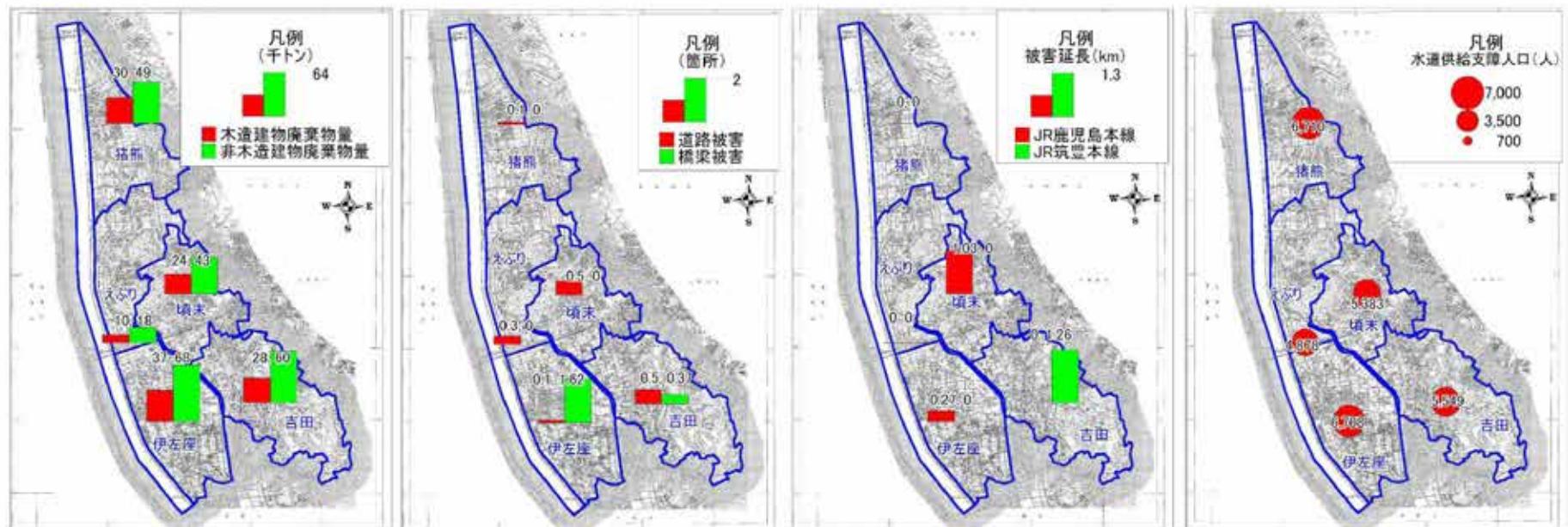
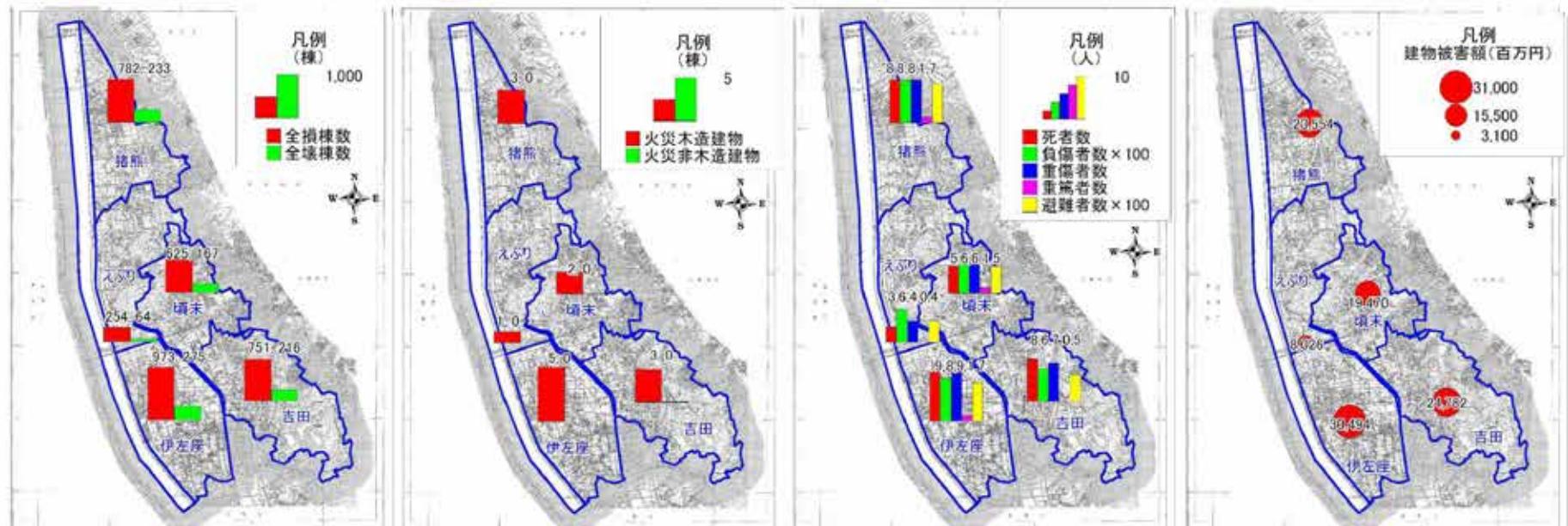


図 2-2-6

(水巻町地域防災計画・防災アセスメント調査より抜粋)

地区別地震被害想定図

3. 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の状況

水巻町内の住宅（木造戸建て住宅及び共同住宅）に関する耐震化率（昭和 57 年以降の建物の割合）は、以下のとおりである。共同住宅に比べて木造住宅の耐震化が遅れていることがわかる。また、共同住宅のうち町営住宅については、昭和 56 年以前の住宅（建替え計画のある住宅は除く）についても耐震性があることが耐震診断によりわかっている。

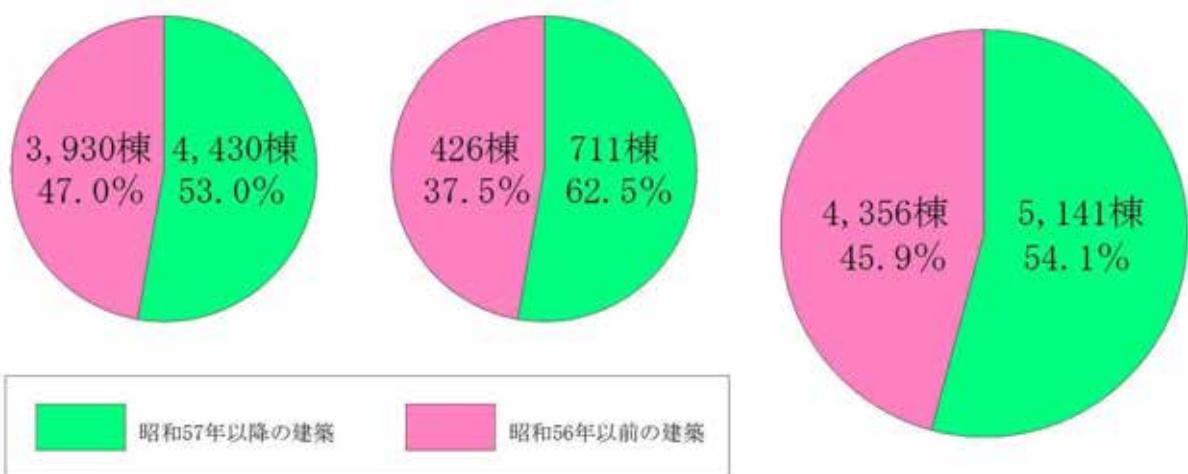
表 2-3-1 水巻町における住宅の構造・築年別区分

区分	昭和 57 年 以降の住宅 (棟)	昭和 56 年 以前の住宅 (棟)	住宅数 (棟)	耐震化率
木造 戸建て住宅	4,430	3,930	8,360	53.0%
共同住宅等	711 (うち町営住宅 7)	426 (うち町営住宅 164)	1,137 (うち町営住宅 171)	62.5%
住宅計	5,141	4,356	9,497	54.1%

水巻町税務課資産税台帳データ及び水巻町財産台帳より集計（年代不明建物を除く）

【木造戸建て住宅の耐震化の現状】 【共同住宅の耐震化の現状】

【住宅全体の耐震化の現状】



(2) 特定建築物の耐震化の状況

水巻町内で、不特定多数の者が利用する特定建築物（※1）の耐震化の現状は以下のとおりである。

公共建築物は昭和56年以前（旧耐震基準）により建設されたものが多く、逆に民間建築物は昭和57年以降（新耐震基準）により建設されたものが多いことがわかる。

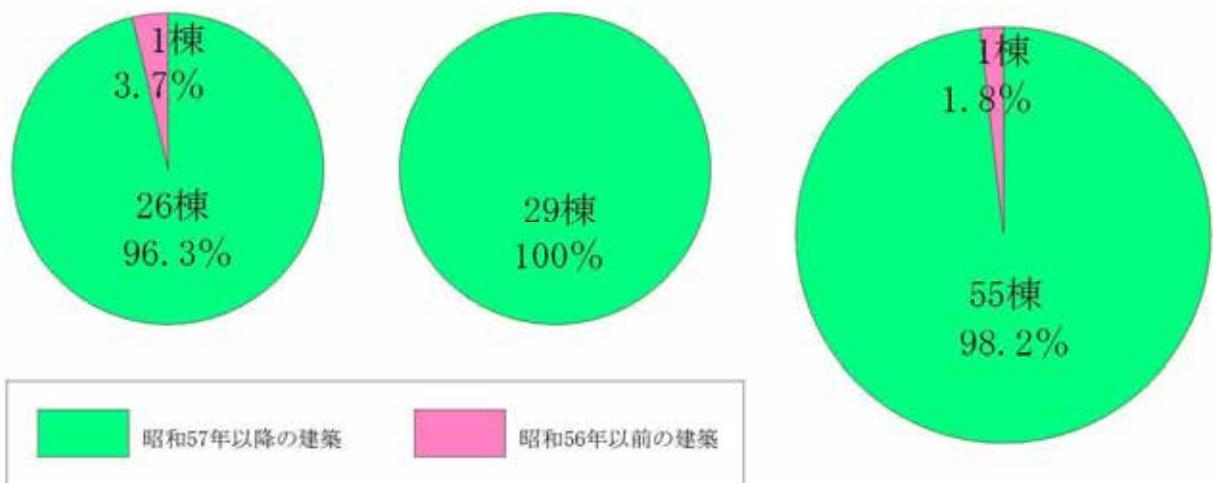
公共建築物で昭和56年以前の耐震性が確保できた建築物は昭和57年以降の建築物とした。

表 2-3-2 水巻町における特定建築物の築年別区分

区分	昭和57年 以降の建築物 (棟)	昭和56年 以前の建築物 (棟)	建築物数 (棟)	耐震化率
民間 特定建築物	26	1	27	96.3%
公共 特定建築物	29	0	29	100.0%
建築物計	55	1	56	98.2%

水巻町税務課資産税台帳データ及び水巻町財産台帳より集計

【民間特定建築物の耐震化の現状】 【公共特定建築物の耐震化の現状】 【特定建築物全体の耐震化の現状】



※1 【特定建築物とは】

不特定多数の者が利用する建築用途で、その用途分類に応じて一定の規模（面積、階数）を有するとして法に定められたものである。特定建築物の所有者は、所有する建築物で耐震性が疑わしいものについて積極的に耐震診断を行い、耐震性能が不足すると判定された場合は、耐震改修を実施する努力義務を負っている。このような特定建築物の要件としては以下のようなものがある。

（用途・規模の要件）

- 小中学校施設 → 2階以上かつ1,000 m²以上
- 幼稚園保育園 → 2階以上かつ500 m²以上
- その他店舗等 → 3階以上かつ1,000 m²以上
- 高等学校施設 → 3階以上かつ1,000 m²以上
- 一般に使用される体育館 → 1,000 m²以上

4. 耐震改修促進に向けた課題

(1) 水巻町の耐震化の取り組み

① 耐震化の推進

- ◇平成 18 年度に学校施設の耐震化優先度調査を実施
- ◇平成 19 年度に旧耐震基準の全施設の耐震診断を実施
- ◇平成 19 年度 7 月水巻町耐震改修促進計画策定

　　水巻町公共建築物の耐震事業に着手

　　計画に基づき計画的に耐震対策を実施

- ◇平成 26 年度に非構造部材耐震化事業に着手

② 建築物所有者の意識啓発

- ◇水巻町HPや広報誌の活用

- ◇住宅リフォーム相談窓口の設置

- ◇リーフレットや各種セミナーなどの有益な防災情報提供

③ 相談体制等の充実

- ◇耐震診断アドバイザー制度の紹介

- ◇住宅リフォーム相談時の昭和 56 年以前の建築物の耐震化への誘導

④ 建築物所有者の負担軽減

- ◇平成 26 年度より戸建て住宅の所有者への耐震補強工事の補助を開始

- ◇平成 29 年度より住宅新築のための古家解体支援の補助を開始

- ◇平成 30 年度より危険ブロック塀などの撤去費用の補助を開始

- ◇令和 2 年度より老朽危険家屋などの解体費用の補助を開始

- ◇水巻町HPや広報誌にて補助制度の情報発信

⑤ 耐震改修促進法の適正な運用

- ◇水巻町耐震改修促進計画の策定 (H19.7)

- ◇計画に基づく耐震対策の実施

- ◇計画の進行確認と見直し

⑥ 建築物全般の安全対策

- ◇建築物耐震改修セミナーへの参加、情報収集

- ◇ブロック塀倒壊防止等建築全般の安全性の向上のためのリーフレットの配布

- ◇窓ガラス等の破損・落下防止対策・天井等の非構造部材の落下防止対策の指導

(2) 水巻町の耐震化の課題

① 特定建築物の耐震化

○公共の特定建築物は避難所を含め耐震化は完了したが、民間の特定建築物で耐震化が完了していない建築物があるため、耐震化を促す。

○特定天井の落下防止対策は完了したが、照明器具等の落下防止対策をLED改修工事に合せて行う。

② 意識啓発・知識の普及

○耐震化により地震発生リスクを回避することが建築物所有者自らの問題であることの意識啓発を図る必要がある。また、防災意識の高揚に向けた適切な情報提供を行う必要がある。

○建築物所有者自らが耐震化に向けた行動を起こす第一歩として、気軽に相談でき、正しい情報を得ることが重要であることから、相談体制の充実を図り、正しく有益な情報を提供できる仕組みを構築することが必要である。

③ 耐震化に向けた環境整備

○水巻町木造戸建て住宅耐震改修補助制度を活用した木造戸建て住宅の耐震化を促進するための情報提供などの環境整備を図る必要がある。

④ 建築物全般の安全対策

○福岡県西方沖地震においては、ブロック塀倒壊やエレベーター閉じ込め、窓ガラス破損・落下による被害が発生しているため、構造体の耐震化と併せ、天井落下対策など非構造部材を含む建築物全般の安全対策が必要である。

○家具等の転倒防止や天井材落下防止など、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要である。

⑤ 相談体制等の整備

○福岡県や（財）福岡県建築住宅センターとの連携を図り、速やかに相談に対応できる体制を整備する。

第3章. 耐震改修促進計画

1. 耐震化の目標

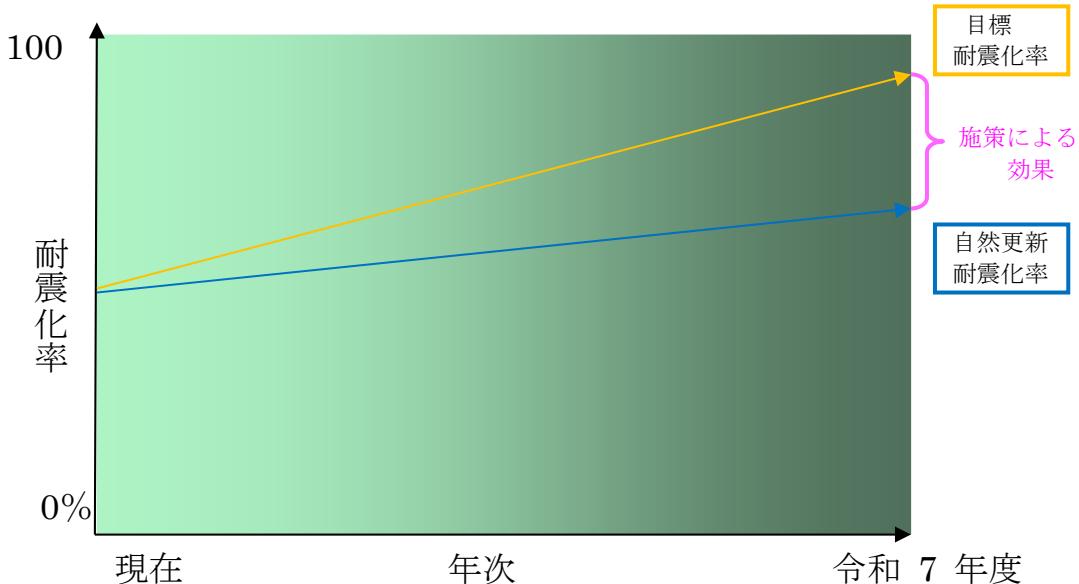
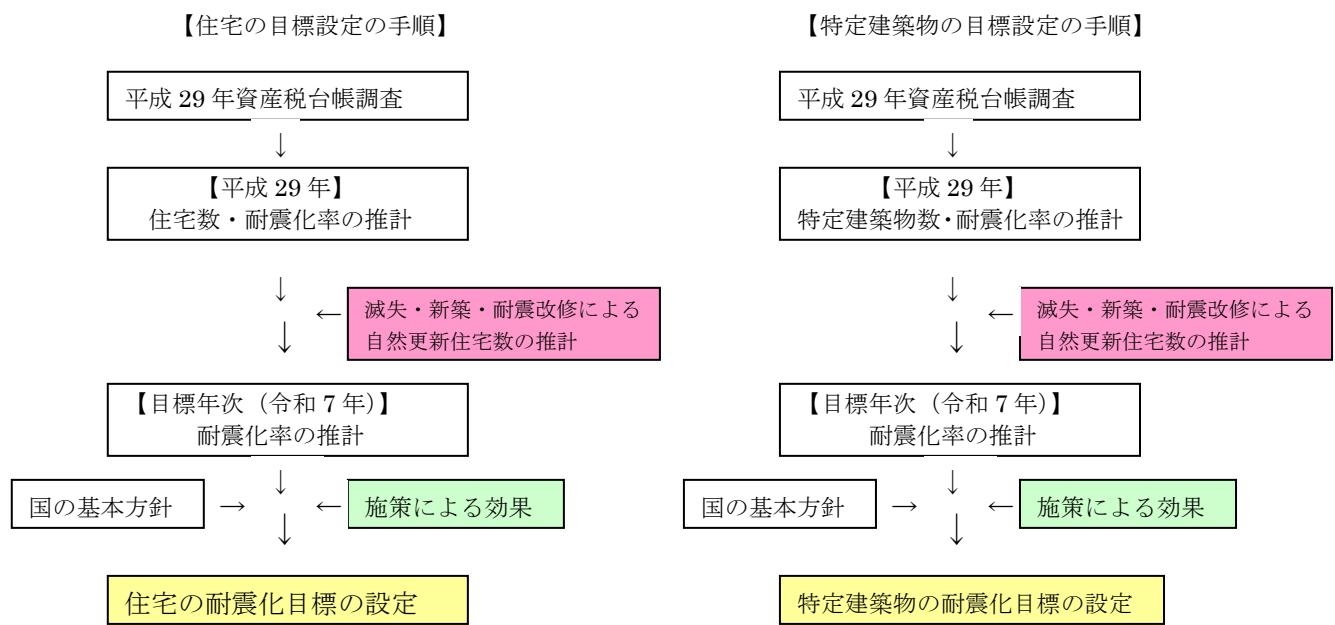
1-1. 目標設定の考え方

(1) 水巻町の目標設定の基本的な考え方

- ① 国は、国土強靭化アクションプラン 2015 で耐震化率の目標を住宅、特定建築物共に 95% (R2) と示している。
- ② 本町においては、耐震化の現状や自然更新のペース、施策による効果及び国・県の目標を考慮し、耐震化率の目標を住宅と特定建築物に区分して設定する。

(2) 目標設定の手順

【水巻町の目標設定の手順】



1-2. 耐震化目標の設定

◆ 目標設定

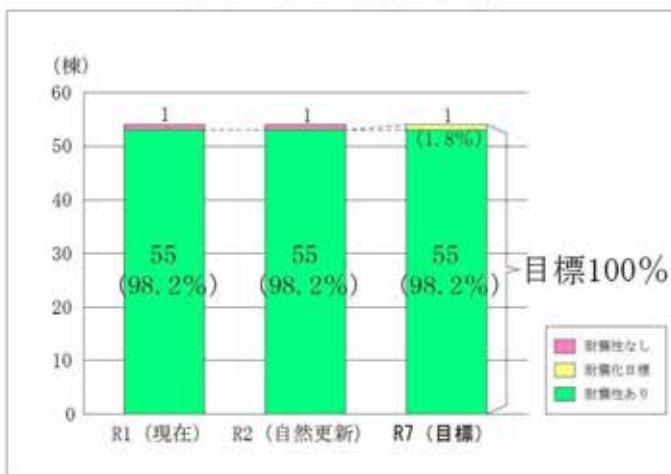
水巻町内の特定建築物において、民間の特定建築物は新耐震基準で建設された建物が多く、現状でほぼ 96% 近い耐震化率である。また、公共の特定建築物は、平成 19 年度より耐震事業に取り組んだ結果、学校施設の耐震化率は 100% となった。今後は、木造戸建て住宅の耐震化を推進し、【令和 7 年度まで】に民間建築物と合わせた耐震化率を 95% とするすることを目標とする。さらに、令和 12 年度末までに耐震性が不十分な特定建築物及び住宅をおおむね解消することを目指すものとする。

■ 特定建築物 耐震化率=100% 住宅 耐震化率=95% [令和 7 年度末]

区分	全戸数 (棟数)	昭和57年 以降建築 (棟)	昭和56年 以前建築 (棟)	現状の 耐震化率	耐震化率の 目標
住 宅	9,497	5,141	4,356	54.1%	95%
特定建築物	56	55	1	98.2%	100%

●目標達成のため、特定建築物の耐震改修を 1 棟、住宅の耐震改修を 2,343 棟実施する必要がある。

【特定建築物の耐震化の推計】



【住宅の耐震化の推計】



2. 計画の骨子

(1) 耐震化の基本方針

住宅・建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組むことが必要である。そのため、本町は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるような環境整備や支援施策を講じるものとする。

以下に、目標達成に向けた耐震化の基本方針を示す。

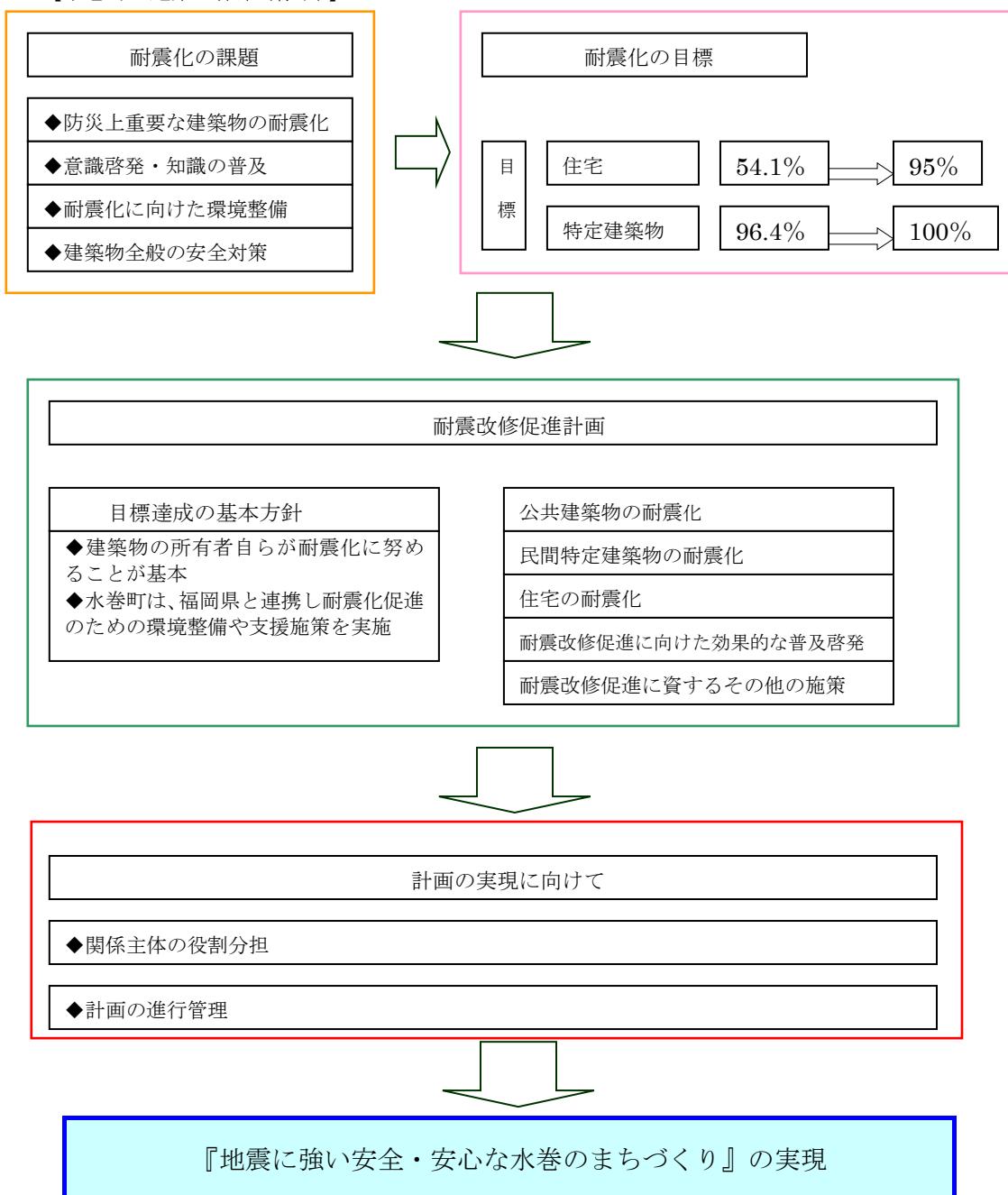
◆住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とする。

◆町は耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行う

地震に強い安全・安心な水巻町のまちづくり《建築物の耐震化の推進》

(2) 施策の体系

【水巻町の施策の体系（骨子）】



3. 施策の概要

3-1. 公共建築物の耐震化

【取り組み方針】

- ◆公共建築物の耐震化の優先性を考慮した効果的な耐震化の推進
- ◆町有建築物の計画的な耐震化の推進

【取り組みの概要】

公共建築物の耐震化

【具体的な施策】

1) 重点的かつ計画的な耐震化の推進

公共建築物は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であるとともに、行政サービスを継続的に提供することが必要な施設である。このため、水巻町では、公共建築物が被害を受けた場合の社会的影響及び建築物が立地する地域的条件を考慮し、町民の生命の保護を最優先に考えた公共建築物の計画的な耐震化を推進する。

【具体的な施策】

1) 重点的かつ計画的な耐震化の推進

(1) 公共建築物の耐震化の考え方

◇多数の者が利用するケースが多い公共建築物は、倒壊による被害が甚大となることが懸念されるとともに、災害時の対策において重要な役割を果たす必要があることから、重点的に耐震化を図るものとする。

(2) 公共建築物の避難所の耐震化の促進

◇公共建築物については、災害時の防災拠点としての機能や災害弱者や不特定多数者の利用があるため、特に避難所に指定されている建築物の非構造部材の落下対策を含めた耐震化を推進する。

(3) 防災拠点建築物の指定による計画的な耐震化の推進

◇「福岡県耐震改修促進計画」にて、水巻町障害者福祉センターが防災拠点建築物に指定されたため、計画的に耐震化を推進した。

(4) 補助制度等の活用による計画的な耐震化の推進

◇公共建築物については、住民を災害から守るとともに、大地震が発生した場合に救助等の拠点機能を果たす必要があり、十分な安全性確保が求められることから、「住宅・建築物耐震改修事業」や「公共施設等耐震化事業」等の補助制度等を活用することで、計画的に耐震化を進めていくものとする。

3-2. 非構造部材の耐震化

東日本大震災により多くの大規模空間の天井落下の被害があった。特に体育館の天井の落下の被害が多く、非構造部材の耐震化の推進が緊急の課題となった。

水巻町にも特定天井を有する体育館や公民館があったため、早急に改修工事を実施した。体育館の天井は、原則撤去し、公民館の大ホールについては、音響の問題があるため落下防止対策をとる計画とし、工事が完了した。

特定天井（※注-1）を有する体育館は、猪熊小学校体育館・水巻中学校体育館・水巻南中学校体育館である。公民館については、中央公民館の大ホールが対象となる。いずれの施設も、緊急時の避難所に指定されているため、早急に実施した。

小中学校体育館非構造部材耐震化については、平成26年度に実施設計を行い、平成27年度に工事を実施し完了した。

中央公民館の大ホールについては、平成26年度に現況調査、平成27年度に実施設計を行い、平成28年度に落下防止工事を実施し完了した。

今後は、窓ガラスの飛散防止対策や外壁の落下対策等の非構造部材の耐震対策を、老朽化対策改修工事に併せて実施する必要がある。

※注-1 特定天井・・・吊天井で人が日常立ち入る場所に設けられていて高さが6メートルを超える天井の部分で、その水平投影面積が200m²を超えるものを含み、天井面構成部材の質量が2kg/m²を超えるもの。

3-3. 民間特定建築物の耐震化

第2章－3－(2) (P18) で示したとおり、水巻町において民間特定建築物の耐震化率は現在 96.3%と高い耐震化率となっている。これは、近年の少子高齢化に伴い、水巻町内に民間医療施設・民間社会福祉施設が相次いで建設されたことによる。昭和 56 年以前の民間特定建築物は、わずか 1 施設である。

市町村には、建物所有者への指導等の権限がないため、以下に福岡県の民間特定建築物の施策を示し、県と連携し積極的に協力をすることにより耐震化を図る。

【福岡県の民間特定建築物耐震化の施策】

1. 民間特定建築物の耐震化の促進

- ・耐震改修促進法等に基づき所管行政庁による指導等を行い、耐震化を促進する。

2. 特殊建築物定期報告制度の活用

- ・所有者等より 3 年ごとに報告される特殊建築物定期報告制度を活用し、耐震化を促進する。

3. 防災拠点建築物等の耐震化の促進

- ・広域的な観点から防災拠点建築物や緊急輸送道路沿道の指定建築物に対して法による指導等を行い、耐震化を促進する。

3-4. 住宅の耐震化

(1) 福岡県の耐震診断等への支援の紹介

◇福岡県では、昭和 56 年以前に建築された木造戸建住宅を対象に、耐震診断アドバイザーを派遣し、耐震改修の支援を行っている。この制度を水巻町のホームページや広報誌等を活用し紹介する。

【福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度】

- 対象：福岡県内で原則昭和 56 年以前に建築された木造戸建て住宅
- 窓口：(財) 福岡県建築住宅センターで受付
- 派遣：必要に応じて耐震診断アドバイザーを派遣し、現地調査実施
- 費用：1 件あたり 3,000 円の個人負担

(2) 木造戸建て住宅の耐震補強工事への補助制度の創設

◇水巻町の住宅の木造戸建て住宅の耐震補強工事について、耐震診断の結果、補強が必要な戸建て住宅について補強工事費の補助を行っている。リフォーム時に補強工事を行うことが効率的であるため、相談時には耐震改修も併せて行うよう要請する。

(3) 福岡県や関係機関との相談ネットワークの充実・強化

◇耐震改修を行おうとする方が、適切な情報を得ることができる充実した相談体制を図る。具体的には、相談窓口の設置・福岡県建築指導課や(財)福岡県建築住宅センターとの連携を図る等により、迅速に適切な情報を提供する。

3-5. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

(1) 防災意識のボトムアップ

◇防災教育などの多様な活動（講習会、出前講座等）を実施することで、町民の防災意識の高揚を図る。

(2) 耐震改修促進に関する情報の提供

◇水巻町ホームページ・広報誌などにより、正確で有益な情報提供に努める。

◇福岡県建築指導課や（財）福岡県建築住宅センター、各関係機関との連携強化により、情報提供の充実を図る。

(3) 研修等への参加による耐震改修に資する人材育成

◇（財）福岡県建設技術情報センターの耐震改修に関する研修会等に積極的に参加し、耐震改修事業に携わる技術者の育成を図る。

3-6. 耐震改修促進に資するその他の施策

(1) 建築物の総合的な安全対策

◇道路沿いの危険なブロック塀は、通行人などの町民の安全を守る観点から、撤去・改修が促進されるよう、除去等に係る補助事業を平成30年度より実施している。なお、補助の対象となる道路については、別紙に示す。

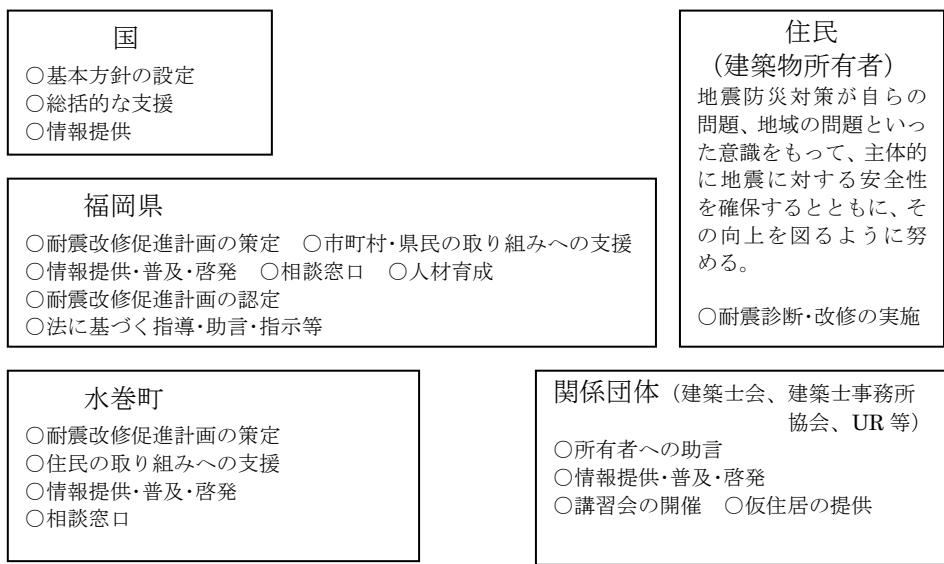
(2) 総合的な地震防災対策

◇防災担当部局等との連携を図りながら、建築物の敷地の崩壊や延焼等の防止に向けた総合的な地震防災対策を講じる。

◇地震被害が広域に及ぶ場合は、福岡県や北九州市などの近隣市町村との連携を図る。

また、応急危険度判定が必要な場合は連絡協議会への応援要請など、常日頃から相互協力体制を確立しておく。

3-7. 関係主体の役割分担



3-8. 計画の進行管理

- ◇ 耐震化の目標達成に向けては、計画の進行管理が重要である。民間特定建築物や住宅については固定資産税台帳の定期的な調査により現状の把握をし、目標の耐震化率を達成しているか確認する。
- ◇ 住宅については、木造戸建て住宅の耐震補強工事への補助制度の実施状況を調査し、耐震性のある棟数の把握に努める。
- ◇ また、進行管理に合わせて、適宜計画の見直しを行うこととする。

水巻町耐震改修促進計画（別紙）

耐震改修促進計画に定めるブロック塀等安全確保に関する補助事業の対象となる道路は、

「通学路、避難経路のほか町長が災害時の安全や通行を確保する必要があると認める一般交通の用に供する道」とする。